

健康保険を適用してご自宅で、はり・きゅう マッサージが受けられます。

- 適用には医師の同意書が必要です
- 歩行が困難な方は往療も療養費の対象となります
- ご家族の方もお掛かりになれる場合がございます。ご相談下さい



マッサージは、診断名にかかわらず筋麻痺・関節の拘縮等があり、医師が医療上マッサージが必要と認めた場合に適用になります。外出・歩行困難等がある方には出張も可能ですのでご相談ください。

はりきゅうは医学的な見地からはりきゅうを受けることを医師が認めた場合に適用になります。

はり・きゅうの適用疾患:慢性病であって医師による適当な治療手段がないものであり、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、その他これらの疾患と同一範ちゅうと認められるもの

介護保険とは別の制度です。デイサービス等の提供を受けている時間帯には適用できません。

お問い合わせ

お近くのおん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格のある施術所のご紹介をしております。

公益社団法人北海道鍼灸マッサージ師会

住所：〒064-0809 北海道札幌市中央区南9条西3丁目2-1 マジソンハイツ812

電話:011-562-6628

公益社団法人北海道鍼灸師会

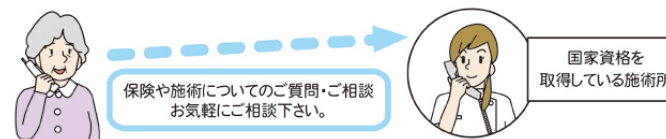
住所：〒060-0061 北海道札幌市中央区南1条西18丁目

電話:011-644-7322

保険施術開始までの流れ

①ご依頼

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格のある施術所にお問い合わせください。



②同意書の依頼

マッサージの同意書を取得します。

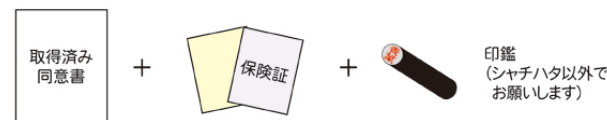
同意書は施術所でご用意させていただきますので、かかりつけの医師に書いていただけてください。



※かかりつけの医師がいらっしゃらない場合は、ご相談ください。

③保険手続き

お取りいただいた同意書・保険証・印鑑(シャチハタ以外)をご用意ください。



④施術開始

保険施術の開始です。



⑤継続

以降は施術者と症状・経過観察の上ご相談の上施術を進めていきます。